

○男鹿地区消防一部事務組合消防 防災航空隊救助隊員の派遣要綱

平成 19 年 5 月 30 日

要 綱 第 2 号

改正 令和 2 年 10 月 1 日 要綱第 4 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、消防防災航空隊救助隊員として秋田県に派遣する職員（以下、「派遣する職員」という。）を男鹿地区消防一部事務組合の職員（以下「当組合職員という。」）のうちから選考する場合における基準を定めることを目的とする。

(派遣職員の資質)

第 2 条 消防防災航空隊救助隊員として派遣する職員は、勤務成績が優秀かつ身体強健であって、ヘリコプターによる上空からの消火、人命救助、災害状況の総合的把握、重度傷病者の高次医療機関への搬送等の業務を的確に達成できる能力を有すると認められる者とする。

(派遣人員)

第 3 条 派遣する職員数は、秋田県消防防災航空隊救助隊員派遣職員取扱要綱第 3 条の規定に基づき 1 名とする。

(派遣希望申込み)

第 4 条 当組合職員で消防防災航空隊救助隊員としての派遣を希望する者は、派遣申込書(別紙様式)により消防長に申し込むものとする。

(派遣職員の選考)

第 5 条 消防次長、総務課長、警防課長、予防課長、通信指令課長、救急課長、消防署長及び副署長（以下「消防次長等」という。）は、派遣申込書が提出された職員のうちから、派遣する職員を選考するものとする。

(審査)

第 6 条 前条の規定に基づき派遣する職員を選考する際は、次の事項に基づいて審査をする。

- (1) 救助業務における経験が豊富であること。
- (2) 救急標準課程以上の資格を有していること。
- (3) 消防知識及び災害現場の経験が豊富であること。
- (4) 身体が強健であると認められること。

(5) 冷静沈着に災害事象を把握し、的確な判断及び対応ができると認められること。

(派遣職員の推薦)

第7条 消防次長等は審査の規定に基づき、派遣する職員を選考した場合は、消防長に推薦するものとする。

(派遣職員の決定)

第8条 派遣する職員は、前条の規定に基づき推薦された職員のうちから消防長が決定する。

(職員への周知)

第9条 消防長は、派遣する職員が決定した場合、職員に周知するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、派遣する職員に関する決定において必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

別紙様式

*受付番号

平成 年 月 日

男鹿地区消防一部事務組合
消防長 殿

秋田県消防防災航空隊救助隊員への派遣選考申込書

階 級		氏 名	印
生 年 月 日		年 齡	歳
勤 務 所 属			
採 用 年 月 日			
希 望 動 機			

* 欄は記入しないで下さい。